

令和8年度後期 高松市文化芸術活動補助金 募集要項

1 趣旨

本市の文化芸術の普及・振興を図るため、文化芸術活動を行う団体や個人に対して、活動経費の一部を補助します。

2 募集日程

説明会	令和8年7月25日(土)午後2時から午後2時30分まで 場所：IKODE 瓦町 アートステーション 多目的スタジオ ※続く午後2時30分から午後4時まで、同会場で個別の相談会実施
前期 ※終了しました。	〈申込受付期間〉令和8年1月26日(月)から2月18日(水)午後5時30分まで(必着) 〈対象活動期間〉令和8年4月1日から9月30日まで 〈審査結果通知〉令和8年3月末日に文書により発送
後期	〈申請受付期間〉令和8年8月3日(月)から8月19日(水)午後5時まで(必着) 〈対象活動期間〉令和8年10月1日から令和9年3月31日まで 〈審査結果通知〉令和8年9月末日までに文書により発送

3 補助要件

〈文化芸術活動の対象分野〉

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊などの「芸術」のほか、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう）、並びに上記の複合分野など

〈補助対象者〉

次の要件を全て満たしている団体又は個人

- ・高松市内に住所又は活動の本拠を有すること
- ・団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること
- ・明確な会計処理を実施していること、又は実施できると認められること
- ・活動が完遂できると認められること
- ・国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準じるものを出資していないこと
- ・政治、宗教、営利を目的としていないこと
- ・令和8年度前期高松市文化芸術活動補助金を採択された団体又は個人でないこと

〈補助対象活動・補助額〉

事業区分	① スタートアップ支援事業	一般支援事業	
		② イノベーション創出事業	③ 地域資源活用事業
補助対象活動	- これから活動を始めようとする団体又は個人が行う文化芸術活動 - 活動開始３年以内の団体又は個人が行う文化芸術活動	イノベーション創出に向けた文化芸術活動	地域資源を活用し、魅力を広く発信する文化芸術活動
		新機軸の創出に向けた創造的な取組、文化芸術を活用した地域の社会課題の解決につながる取組、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との有機的な連携により文化芸術の多様な可能性の創出を目指す取組を支援	市内の歴史文化等の多様な地域資源を活用し、広く市内外に魅力を発信することで、市民のシビックプライドの醸成や市民の文化芸術活動のすそ野の拡大など、市民の文化芸術創造環境の向上に資する創造性のある取組を支援
補助額	補助対象経費の ２／３以内 １件当たり上限２０万円	補助対象経費の １／２以内 １件当たり上限５０万円	

※①～③の重複申請はできません。

〈補助対象外の活動〉

- ・政治、宗教、営利を目的とする活動
- ・高松市の補助金等の交付を受けている活動
- ・高松市外で実施される活動

４ 補助対象経費

事業実施年度（４月１日～翌年３月３１日）の交付決定日以降の補助対象事業の実施に必要な経費が対象となります。

※団体や個人の運営に係る経常的経費（事務所維持費、収入印紙費）、交際費、賞金等の報償費に係る費用は対象外です。

【補助対象経費・対象外経費一覧】

区分	対象経費	対象外経費
会場費	会場借上料、活動本番日の会場使用料 付帯設備使用料、会場設営・撤去費	活動本番日に連続しない稽古やりハーサルの 会場使用料など
報償費	音響・照明・会場整理等人件費、出演 料、講師料、舞台監督料、調律料など	団体構成員への支払い、レッスン料
文芸費	台本料、楽譜料（借上料含む。） 作詞料、作曲料、編曲料、翻訳料	

区分	対象経費	対象外経費
印刷費	補助対象事業の実施に直接必要な印刷物（ポスター、チラシ、プログラム、入場整理券等（デザイン料を含む。）、コピー機の使用料（台本を含む。）	補助対象事業の内容が一部のみ掲載された印刷物
物件費	大道具費、補助対象事業の看板制作料、小道具、衣装費	日常的に使用する事務用品等購入費 補助対象事業の終了後、財産になる備品費
広告費	新聞・雑誌・ウェブ・SNS 等への広告掲載料	
通信費	チラシ・案内状等の広報物の郵送料	団体会報等の補助対象事業以外の内容を含む広報物の郵送料
運搬費	楽器・道具等の運搬費	
借用料	活動本番日に係る著作権・フィルム使用料、楽器借上料、活動本番日のレンタカー・バス等の借上料	事務用品等のリース料
交通費	活動本番日に係る航空運賃・鉄道運賃・その他運賃・駐車料金・ガソリン代（移動距離(小数点以下は切捨て)×60円/km）・高速代（要事前相談） ※最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、原則公共交通機関運賃	航空機、鉄道等の特別料金（プレミアム・ファーストクラス料金、グリーン料金等）
宿泊費	招へいゲストの活動本番日に係る宿泊費（一人当たり1泊15,000円上限）	飲食費、申請者及び団体構成員の宿泊費
記録費	補助対象事業を広く公開するための録画・録音・写真撮影・動画編集・記録集の制作等アーカイブのための記録費	営利を目的とした販売物の制作費、資産となる冊子の制作費
保険料	活動本番日に従事するスタッフや作品に係る保険料	経常的な保険料（スタッフの社会保険料等）

5 申請方法

〈申請書類〉

所定の申請書類（市ホームページより入手可能）に必要事項を記入し、上記の期限内に提出してください。ダウンロードできない場合は、下記の申請・問合せ先に御依頼いただければ申請書類を送付します。

申請書類のダウンロード：

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/bunka/r8_shienjigyoku.html

申請書類(A4／片面印刷)	
① 補助金交付申請書	指定様式
② 事業計画書	
③ 収支予算書	
④ 定款又はこれに類する規約、会則 ※個人の場合は不要	書式自由
⑤ 団体構成員名簿 ※個人申請の場合は、スタッフ体制一覧	

〈提出方法〉

持参（受領票をお受け取りください）・郵送・電子メールで提出

- ・郵送の場合は、簡易書留、レターパック等、必ず発送記録が確認できる方法で郵送してください。
- ・電子メールで申請する場合は、全ての申請書類について、元のファイル形式のまま提出してください。ファイル容量が大きい場合は、分割してメール添付するか、ファイルアップロードサイトを使用し、事務局がファイルをダウンロードできる形で提出してください。（ダウンロード期限は7日間以上を選択してください。）
- ・提出された書類は返却しません。お手元に必要な資料については、あらかじめコピーをしてから送付してください。

〈申請・問合せ先〉

住所：〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市創造都市推進局文化芸術振興課（担当：植田、久川）

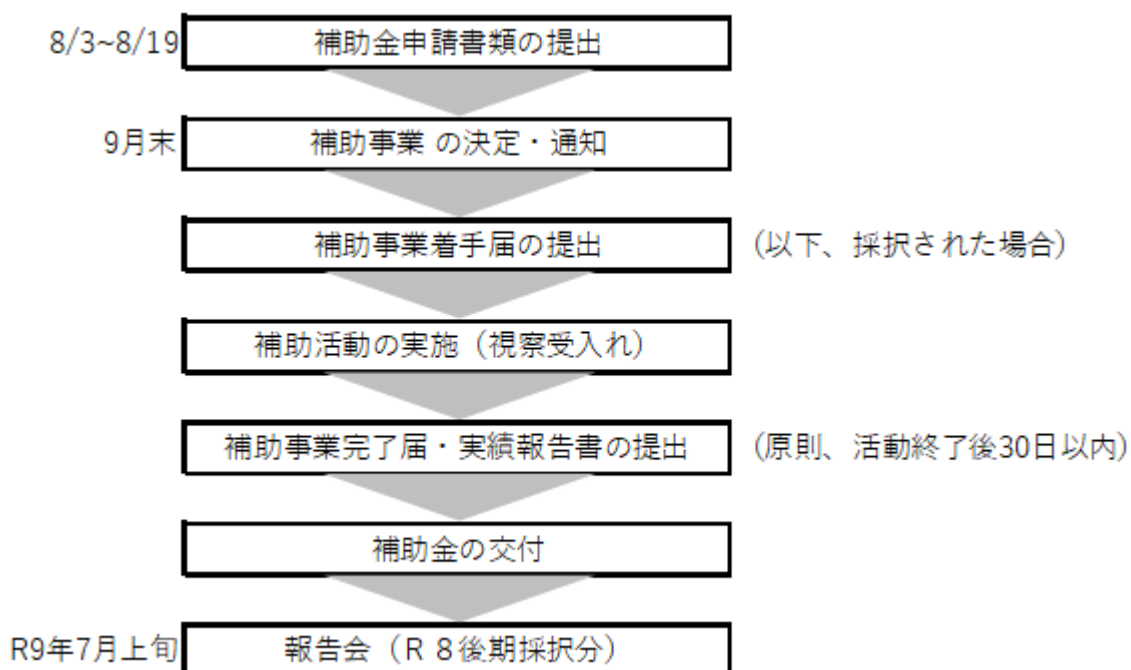
T E L：087-839-2636 F A X：087-839-2659 eメール：bunka@city.takamatsu.lg.jp

開庁時間：平日午前8時30分～午後5時

〈注意事項〉

- ・申請内容に虚偽の記載等があった場合には、補助金交付決定が取り消され、それに伴い補助金の返還が必要になることがあります。また、今後、本補助金を受けることができなくなります。

6 補助金交付までの手順



〈採択となった場合〉

(1) 補助事業着手届の提出

活動開始前に下記(4)から「①補助事業等着手届」を入手し、提出してください。「着手予定年月日」には準備期間を含め、採択事業に係る活動に着手した日付を記載してください。

(2) 視察の受入れ

原則として、活動本番日に審査委員又は事務局による視察を実施します。

(3) 補助事業完了届・実績報告書の提出

活動終了後、30日以内に以下の②～⑩の書類を事務局に提出してください。(令和9年2月以降に実施された活動は令和9年4月10日までに提出してください。)提出期限を超過した場合は、補助金交付の対象外となる場合があります。

「完了予定年月日」には、公演等の実施日及び決算額の確定予定日(最後の支払日又は領収日)のうち、最も遅い日を記載してください。

(4) 報告書類のダウンロード:

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/bunka/r8_shienjigyou.html

報告書類(A4/両面印刷)	
① 補助事業着手届	指定様式
② 補助事業完了届	
③ 補助事業実績報告書	
④ 事業実績書	
⑤ 収支決算書	

報告書類(A4/両面印刷)	
⑥ 領収書	一式
⑦ 広報物(チラシ等の制作物)	
⑧ 活動記録写真	5点程度、データ提出
⑨ 来場者・参加者アンケート(実施した場合)の集計・分析結果	書式自由
⑩ 他団体からの補助金等の交付決定の写し	交付を受けた場合のみ

※領収書は、費目毎に分類し、日付順に全てを確認できるようA4版用紙に貼り付けたものの原本及びそのコピー1部を提出してください。

※摘要欄等に活動本番日に係る支出が記載されていることが必要となります。

(4) 活動報告会への参加

本補助事業の公募活動に資するため、活動の成果を市内会場(サンポートホール高松内施設を予定)で広く高松市民に発表(報告)し、普及発信するための活動報告会への参加を必須条件とします。開催時期は、令和9年1月下旬(令和8年度前期採択分)及び令和9年7月上旬(令和8年度後期採択分)を予定していますが、詳細については、採択後に別途案内します。

(5) 事業内容の変更・中止について

申請時の活動内容から変更が生じた場合は、変更申請書の提出が必要です。補助金交付時に減額又は取消となる可能性があります。やむを得ず活動を中止とした場合には、速やかに事務局まで御連絡ください。

7 審査方法・基準

有識者等で構成する「高松市文化芸術活動補助事業審査会」において書類審査を行います。なお、必要に応じてプレゼンテーション審査を実施する場合があります。

【審査基準】

評価項目	審査基準	配点
公益性	- 関係者や特定の団体のみを対象とせず、広く市民に対して鑑賞・体験等の機会を創出しているか。 - 新たな観客層を増やすような開かれた取組になっているか。 - 文化芸術活動の意義や価値、魅力を広く市民に伝えるような内容となっているか。	15
波及効果	- 本市の文化芸術の普及・振興に資する取組となっているか。 - 文化芸術を通じた地域の社会課題の解決に向けた取組となっているか。 - 他分野との連携による文化芸術の可能性を広げる取組となっているか。 - 市民のシビックプライドの醸成に資する取組となっているか。 - 市民の文化芸術活動の裾野の拡大など、市民の文化芸術創造環境の向上に資する内容となっているか。	25

発展性	・ 補助対象期間の終了後においても、その活動が持続・発展していく見込みがあるか。	20
創造性	・ 歴史文化をはじめ市内にある多様な地域資源を活用し、広く魅力を発信する創造性ある取組となっているか。 ・ 既存の活動の継続に留まらず新たな視点を取り入れる等、新規性が認められる内容になっているか。	20
実現可能性	・ 運営体制が整い、活動を実施する意欲が見られるか。 ・ 予算計画が妥当で、必要経費について分かりやすく記載、説明されているか。 ・ 活動計画及びスケジュールが具体的かつ適切であるか。 ・ 広報の手法が妥当で、集客の拡充に努めることができるか。	20
合計（満点）		100

8 広報物への支援名義及びロゴマークの表示

採択された活動は、チラシ・ポスター等の印刷物やウェブページ・SNSなどにおいて「令和8年度高松市文化芸術活動支援事業」の文字及び規定のロゴマーク「TKMT」が必須となります。

9 採択結果・申請内容の公表

採択活動の申請者名、活動名等は、高松市ホームページで公表する場合があります。

10 採択後の支援

他の資金調達をはじめとする相談対応や広報支援等、必要に応じて、クリエイティブ・ポート高松の専門スタッフが伴走支援を行います。

11 個人情報の取り扱い

提出書類に記載された個人情報は、高松市及び公益財団法人高松市文化芸術財団の個人情報保護規程に則り、適正に管理いたします。ただし、審査や事後評価のため外部有識者に提供することがあります。また、本補助事業に関するアンケートや関連事業の広報物等を送付する場合があります。